

アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要

	飼養等 ^{※1} ※1 飼養、栽培、保管又は運搬を指す。		輸入	譲渡し等 ^{※7} ※7 譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指す。		放出
特定外来生物 (適用除外なし)	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} のみ○。飼養等基準を満たすことが必要) ※2許可の目的は、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的に限る。生業の維持目的での許可は指定前から営まれていた業活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可は指定前から飼養等されていた個体に限られる。		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} のみ○)	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} 間で許可の数量の範囲内ならば○ ^{※8}) ※8愛がん目的での許可者が譲受ける場合は除く。		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※12} のみ○) ※12許可の目的は、防除の推進に資する学術研究の目的に限る。
条件付特定外来生物(通称) ※アカミミガメ・アメリカザリガニ	販売・頒布 ^{※3} の目的	その他の目的	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※6} のみ○) ※6 許可の目的について、※2に加え、指定後に国内で飼養等を始めた個体・海外で指定前から飼っていた個体の愛がん・観賞目的を含める。	販売・購入・頒布	その他の目的 ^{※11}	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※12} のみ○) 違反時の罰則 ・3年以下の懲役 ・300万円以下の罰金
	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2・4} のみ○。飼養等基準を満たすことが必要) ※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。 ※4やむを得ず飼えなくなった個体の新しい飼い主探しのための頒布は事前届出で可能	<p style="text-align: center;">○</p> (許可不要。ただし、業として行う場合 ^{※5} は飼養等基準を遵守する場合に限る) ※5 ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができ程度のものである場合を指す(水族館、学校等での飼養等を想定)。		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} 間で許可の数量の範囲内ならば○ ^{※4・8~10}) ※9卸売業者が水族館、学校等に販売するケース等を想定。 ※10 飼育動物の生き餌にするためのアメリカザリガニの購入は事前届出で可能	<p style="text-align: center;">○</p> ※11頒布に当たらない無償での譲渡し等を想定。	
該当条項	法第4条、施行令附則第2条第1・2項、施行規則(改正後)第2・3条		法第7条	法第8条、施行令附則第2条第3項、施行規則(改正後)第2・3・11条		法第9条

※ 外来生物法に基づく防除に係る捕獲等や放出等に伴う場合又は省令で定める場合は上記の限りではない。

※ ※4, 6, 10については、外来生物法施行規則で規定する予定であり、施行規則が公布されるまでは案。